

# 岩手県ツキノワグマ緊急対策会議

日 時 令和5年11月27日（月） 13:00～14:00

場 所 マリオス18階 188会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 講 演 「ツキノワグマの生息状況と出没要因との関連について」  
岩手大学農学部准教授 山内 貴義 氏
- 4 議 題
  - (1) 関係機関からの現状報告
  - (2) 今後に向けた論点整理
- 5 閉 会

## 岩手県ツキノワグマ緊急対策会議 出席者名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	国立大学法人岩手大学	准 教 授	山 内 貴 義	(講師)
	盛岡市動物公園	園 長	辻 本 恒 徳	
市町村	岩手県市長会	八 幡 平 市 長	佐々木 孝弘	
	岩手県町村会	葛 卷 町 長	鈴木 重男	
関係団体	岩手県農業協同組合中央会	常 務 理 事	照 井 仁	
	公益社団法人岩手県猟友会	専 務 理 事	寺 長 根 実	
オブザーバー	環境省東北地方環境事務所	所 長	田 村 省 二	
岩手県	知 事		達 増 拓 也	
	環 境 生 活 部	部 長	福 田 直	
	農 林 水 産 部	部 長	藤 代 克 彦	
	警 察 本 部	本 部 長	高 水 紀 美 彦	
	環 境 生 活 部	副 部 長	小 國 大 作	
	環境生活部自然保護課	総 括 課 長	酒 井 淳	
	農林水産部農業振興課	担 手 対 策 課 長	伊 藤 一 成	
	農林水産部農業振興課	特 命 課 長	高 橋 良 学	
	警察本部生活安全部	生活安全企画課 危険物補佐	高 橋 和 宏	

## 岩手県 第 5 次ツキノワグマ管理計画（令和 4 年 3 月）

### 1 計画策定の目的及び背景

#### (1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するツキノワグマを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、個体数の増加を抑え、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、**生物多様性保全の理念の下で地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに人的被害及び農林業被害の軽減を図り、もって人とツキノワグマの共存関係を構築**すること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

### 5 ツキノワグマに関する現状

#### (3) 生息動向

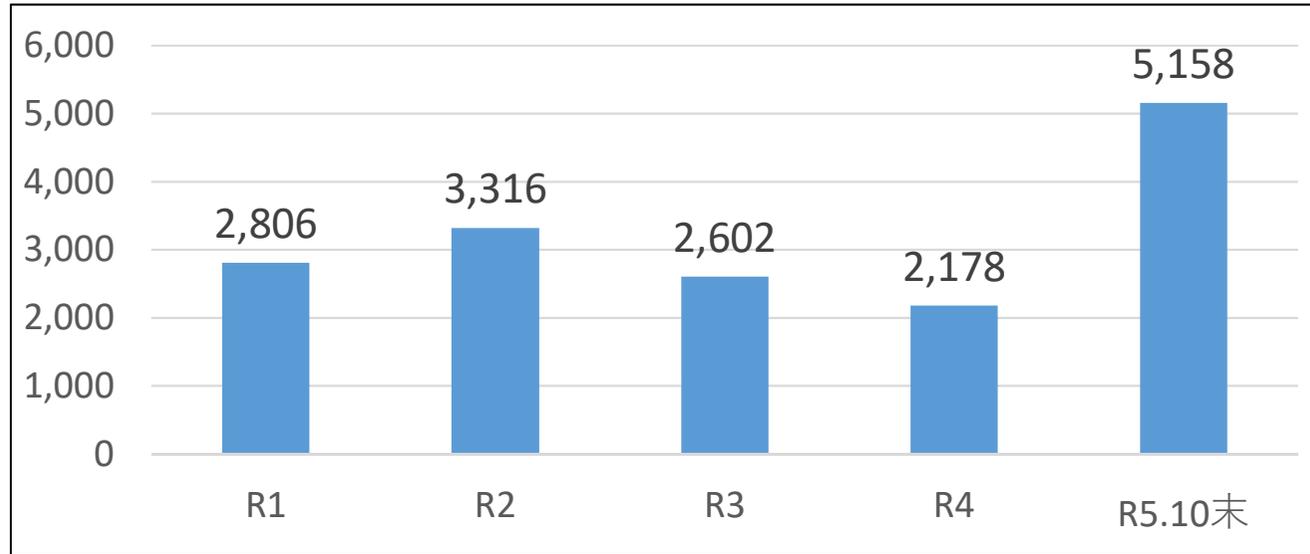
##### ウ 推定個体数

平成 30 年度から 3 か年かけて行った大規模ヘア・トラップ調査の結果、**令和 2 年度末時点で、県内に生息する推定個体数はおおよそ 3,700 頭と推計**された。

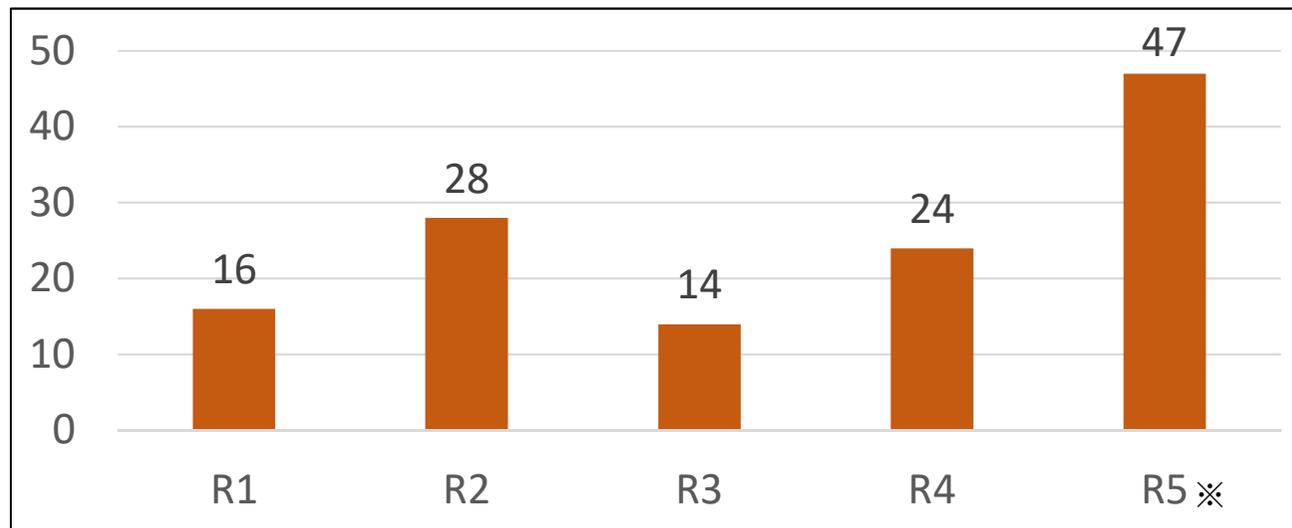
4 次計画開始時の推定生息数はおおよそ 3,400 頭であり、約 300 頭増加しており、これは近年の出没数及び捕獲数の増加と傾向が合致している。

# ツキノワグマの出没件数・人身被害件数の推移

## 県内のツキノワグマの出没件数の推移（単位：件）



## 県内のツキノワグマによる人身被害件数の推移（単位：人）



※R5.11.20時点

# ツキノワグマ出没警報に伴う啓発

## 人身被害防止のためのポスター



## クマに出逢わないために

- 入山する方へ**
  - ・事前に入山地域の**出没情報**や**被害情報**を確認する
  - ・単独ではなく、**複数で行動**する
  - ・夜間、明け方、夕方の入山を避ける
  - ・**撃退グッズ**（忌避スプレー、鉈など）を携帯する
  - ・鈴やラジオなど**音の出るもの**を携帯する
  - ・音の届きにくい**悪天候時**や**溪流沿い**などに注意
  - ・クマの**糞**や**足跡**を見たら引き返す
- 農作業をする方へ**
  - ・廃棄野菜や生ごみ、コンポストを適切に管理する
  - ・周辺のヤブを刈り払い、**見通しの良い環境**を整備する
  - ・**電気柵を設置**し、クマを寄せ付けない対策をする
  - ・庭先果樹は適期が来たらなるべく**速やかに収穫**する

## クマに出逢ってしまったら

- ・走って**逃げない!**背中を見せない!
- ・持ち物（リュックなど）を静かに置いて**注意をそらす**
- ・**目を離さず**静かにゆっくり後退する
- ・クマとの間に木や岩を挟むようにする
- ・風向きに注意して**撃退スプレー**を使う
- ・クマが攻撃してきたら両手で**顔や頭部をカバー**
- ・**体を丸く**して地面に伏せて防御する

岩手県環境生活部自然保護課 電話：019-629-5371

## 名刺サイズのカード

### クマ警報 発表中!

【被害対策3つの心得】

- ① 山に入る時は**出没に備える!**
- ② エサになる物は**片付ける!**
- ③ 襲われたら、**両手で顔と頭を守る!**

岩手県環境生活部自然保護課  
電話 019-629-5371

### 山でクマに遭わないために

- ・音の出る物を持つ!
- ・複数人で行動!
- 山はクマの家と考えましょう

### 里にクマを呼ばないために

- ・飼料や生ごみを外に置かない!
- ・果樹は残さず収穫!
- 民家近くにもクマは出ます

### クマに遭ってしまったら

- ・走って逃げない!
- ・背を向けず静かに下がる!
- クマは目を狙ってきます

詳しいクマ対策はこちらから→



# 特例許可に伴う捕獲枠の活用等

- 県としては、先月27日付けの市町村向け通知により、捕獲枠の追加配分を行ったことに加えて、以下の4点を改めて市町村の担当者に周知

## 1. 特例許可に伴う捕獲枠の活用

ツキノワグマの捕獲許可については、市町村にあらかじめ特例許可として捕獲枠を配分しており、必要に応じて躊躇なく活用すること

## 2. 緊急時の捕獲許可の活用

人身被害が発生するおそれのある緊急時には、特例許可に伴う捕獲枠にかかわらず、市町村が例外的に許可を行うことを可能としていること

## 3. 捕獲従事者の確保

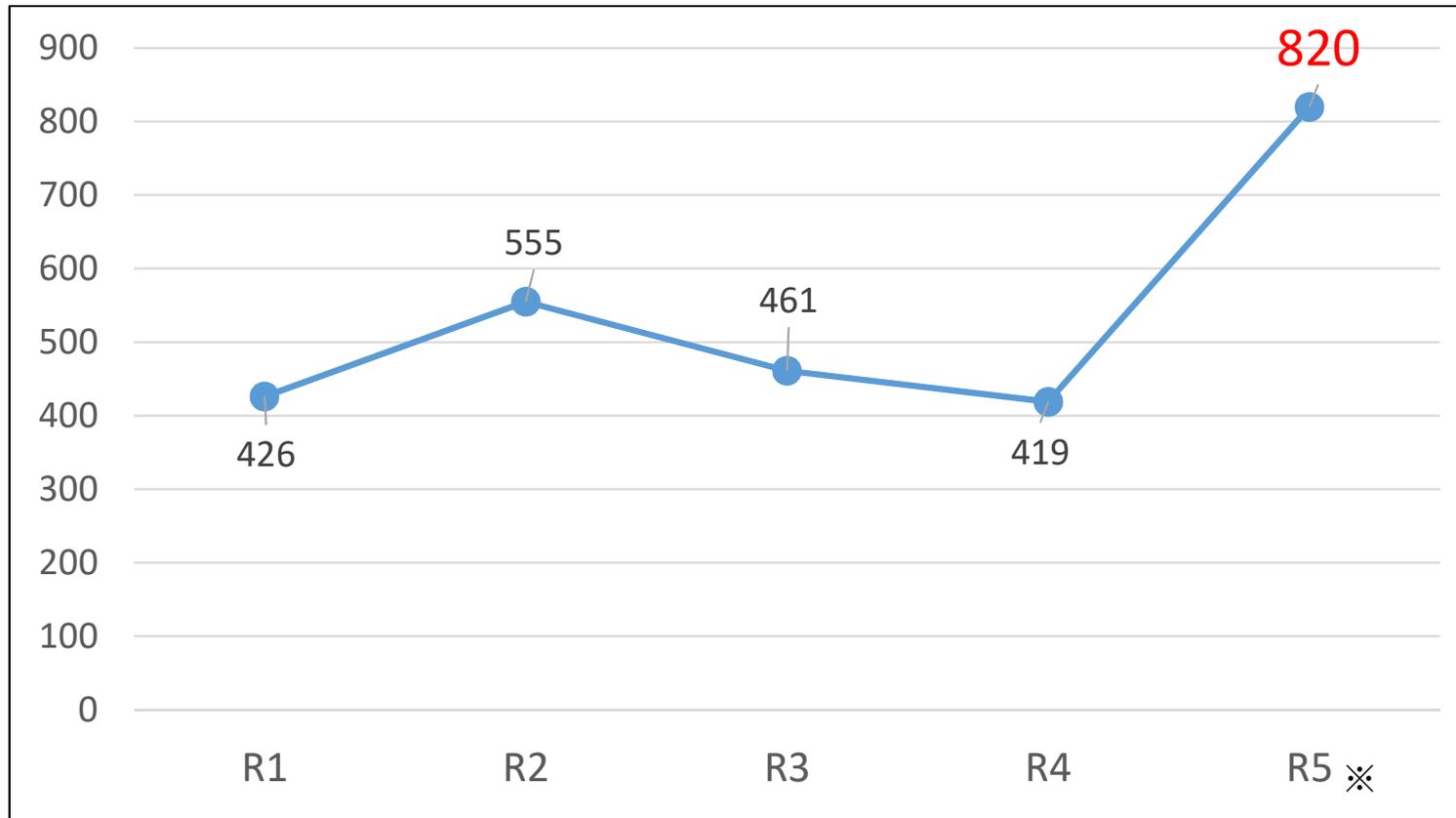
今後の捕獲従事者の確保に向けて、地域おこし協力隊の制度を活用している市町村が存在すること

## 4. 人身被害防止のための注意喚起

ツキノワグマ出没警報等を受けて、チラシの個別配布や防災無線、ケーブルテレビによる啓発、地域パトロール等を実施している市町村が存在すること

# ツキノワグマの捕獲数の推移

県内のツキノワグマ捕獲数の推移（単位：件）



※R5は11/20時点の集計速報値

## ツキノワグマによる農作物被害対策の取組状況について

県では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）を活用し、市町村の鳥獣被害対策協議会等が行う有害捕獲活動（つかまえる）、侵入防止柵の設置（まもる）、追払い活動（よせつけない）を支援している。

## 1 有害捕獲活動（つかまえる）への支援（8市町村）

## (1) 捕獲用わなの購入、設置等の支援

ツキノワグマ捕獲用わなの購入、設置、撤去、見回り等に係る経費を支援。

## (2) 捕獲活動の支援（2市）

ツキノワグマの捕獲活動経費（8,000円／頭）を支援。

【ツキノワグマの捕獲数】 (単位：頭)

区分	R 4	R 5
捕獲数	419	820 ※11月20日時点
うち国交付金による捕獲数	35	28 ※9月末時点

## 2 侵入防止柵の設置（まもる）への支援（5市町）

ツキノワグマを含む有害鳥獣の侵入防止柵の設置経費を支援（資材費）。

## 3 追払い活動（よせつけない）への支援（8市町）

ツキノワグマを対象とした追払い活動や爆音機の購入経費を支援。

【参考：鳥獣被害防止総合対策交付金の活用状況】

支援メニュー	取組市町村数	
	うちクマを対象としている市町村数	
1(1) わな設置経費等の支援	16	8
1(2) 捕獲活動経費の支援	18	2
2 侵入防止柵の設置経費支援	10	5
3 追払い活動等の支援	13	8
取組実市町村数	25	18
	事業費	48,766千円

## 4 その他の取組（注意喚起）

農作業を行う際の注意事項等を記載したリーフレットや注意喚起カードを農業者に配布し、ツキノワグマによる人身被害防止や集落への出没抑制についての注意喚起を実施。

## 5 今後の取組

## (1) 被害防止対策研修会の開催

ツキノワグマの生態や出没を抑制するための環境整備など、被害防止対策に関する研修会を開催。

## (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用促進

県内市町村における鳥獣被害防止総合対策交付金の活用を促進するための説明会を開催。

## 1. 人の生活圏への出没防止対策について

- 集落環境点検の実施
- 放棄果樹の伐採等、誘引物の除去
- 柵の設置等、農作物に係る被害防除

## 2. 生息状況調査、捕獲手法について

- 調査手法の検証
- 市街地での捕獲手法の検討

## 3. 捕獲後の適正処理について

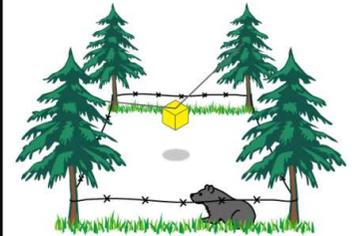
- 効率的な処理手法の検討
- 原発事故に伴う出荷制限の見直し

# 人の生活圏への出没防止対策

誘引物	対策方法
果樹、公園の樹木	不要なものは伐採します。伐採が難しいものについては、剪定して管理できるサイズにする、トタンを巻く、電気柵で周囲を囲うといった対策を検討します。また、落下した果実を放置しないことも重要です。
ハチの巣	可能であれば除去します。
養蜂箱	電気柵が有効です。
生ゴミ (残飯、廃油、食用油)	屋内で保管し、収集日当日に出すようにします。ゴミ集積場にクマ対策ゴミ箱を設置するなど、クマが開けることができない構造のゴミ箱やゴミ集積場を導入します。
コンポスト	極力においを抑えるために、定期的に土や腐葉土、石灰、発酵促進剤を投入します。肉や魚、果物など、強いにおいを放つものは投入を控えるようにします。
発酵食品、ペットフード、 ペンキ塗料、有機肥料、 家畜・養魚飼料、油かす、 燃料など	屋内で保管するようにします。また、クマが屋内に侵入できないよう設備を強化することも重要です。
農作物の放棄残滓 (廃果や野菜くずなど)	土中深くに埋めるか、電気柵で周囲を囲う対策が有効です。
田畑や果樹園などの農地、 養蜂箱、畜舎、養魚場など	電気柵で周囲を囲う対策が有効です。

# 調査手法の検証

調査方法（例）			個体の 識別精度
調査手法	利点	課題	
カメラ トラップ法	<ul style="list-style-type: none"> <li>試料収集に伴う動物への身体的負担が少ない</li> <li>外見的特徴から幼獣の判断が可能</li> <li>他の手法より低コストのため広域で実施が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機材購入など初期投資が必要</li> <li>画像解析にコストがかかるほか、識別精度の担保が必要</li> <li>斑紋のない個体、ヒグマの識別が難しい</li> </ul>	中
ヘア トラップ法	<ul style="list-style-type: none"> <li>試料収集に伴う動物への身体的負担が少ない</li> <li>遺伝情報から性別が判断可能</li> <li>DNA が個体の永久標識となる</li> <li>捕獲より試料収集が低コスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試料採取の頻度が高い、比較的高コストな分析が必要など、コスト面から広域での実施が難しい</li> <li>採取試料の質が悪いと個体の識別精度が大きく低下する</li> </ul>	高
捕獲個体の 標識データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほぼ確実に個体識別が可能</li> <li>個体情報が確実に得られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放獣技術者が必要</li> <li>捕獲・放獣が高コストなため広域での実施が難しい</li> <li>捕獲が動物への身体的負担となる</li> </ul>	ほぼ確実



出典：「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版」R4.3環境省

※ ヘア・トラップ法とは、クマ類の生息地に有刺鉄線の囲いのトラップをいくつも設置し、ハチミツなどに誘引されたクマが有刺鉄線に残した体毛を採取し、その毛根の DNA 分析から調査セッション毎の再捕獲を含む訪問個体を識別し、統計的手法を使って個体数を推定する一連の作業を指します。

※ カメラトラップ法は、生息地に設置した自動撮影カメラで撮影されたクマ類の生体標識（月輪紋など）に基づく個体識別と、その個体の再確認状況から個体数を推定する方法です。

## クマ類の管理及び被害防止対策への支援に係る緊急要望 (R5.11.13北海道東北地方知事会)

近年、人口減少や高齢化の急速な進行等により、生息地に隣接する中山間地域の自然・社会環境が変化していることに伴い、北海道・東北地方のみならず全国的にクマ類の生息域が拡大しています。

また、住宅街や学校等におけるクマ類の出没が相次ぎ、市街地やその周辺において人身事故が発生するなど、クマ類の生息域拡大に伴う人命への危険が差し迫った状況にあります。

地域住民等の安全を確保するためには、人とクマ類との軋轢を軽減していくことが重要であり、クマ類の個体数管理に必要な生息調査や被害防止対策、更に追い上げや集落周辺での捕獲など、生息域を奥山側へ戻す出没抑制対策が必要であります。財源の確保や専門性の高い抑制手法の確立が喫緊の課題となっております。

こうしたことから、**クマ類を地域の実情に応じて指定管理鳥獣に指定し、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象とすること**などにより、クマ類の科学的・計画的な管理を推進するために必要な生息実態調査とともに、クマ類の捕獲従事者の確保が難しくなっていることを踏まえた人材の育成・確保や、人里周辺への出没抑制のための捕獲強化に資する事業の実施、さらに、人身事故の防止に向けた市街地への出没抑制のために必要なクマ類の捕獲に対する報酬や出動経費のほか、放置された果樹の伐採などの誘引物対策への支援など、**クマ類の出没対策に係る新たな財政的・技術的な支援制度の創設**を図ることを要望します。

市町村ではクマ類等による農作物や家畜への被害を防止するため、「**鳥獣被害防止総合対策交付金**」を活用して**電気柵の設置や有害鳥獣捕獲、緩衝帯の整備等の対策**を講じていますが、クマ類等の出没や被害が急増し、被害防止推進活動への定額補助の限度額を超えるなど市町村の負担が増加していることから、交付金予算を十分に確保するとともに、クマ類の捕獲の困難さを勘案し、**1頭当たりの捕獲活動経費の引上げや出動経費を交付対象とするなど、地方の負担が軽減されるよう制度の見直し**を要望します。

また、住民の生命・財産を確実に守るため、**人家周辺等での銃器の使用について、関係法令の運用基準の明確化等**を図るとともに、建物内に侵入等したクマ類を現場の状況に応じ適切な方法で有害鳥獣捕獲を実施できるよう、**有害鳥獣捕獲における「麻酔銃猟」について法令等の見直し**を要望します。

さらに、クマ類の捕獲従事者は、地域の安全・安心な暮らしを守る上で欠くことのできない存在であり、法に基づき適正に行われた捕獲に関して非難を受けることは、担い手の確保と地域の安全確保に重大な支障を及ぼしかねないことから、国においても、**法に基づく有害捕獲の制度や捕獲の必要性など、国民へ正しい知識をしっかりと伝えていただくこと**を要望します。

# 有害鳥獣の捕獲後の適正処理

- **捕獲者自身による捕獲個体の現場埋設**は認められているが、捕獲現場から捕獲個体を持ち出して廃棄する場合は、**廃棄物処理法に基づく一般廃棄物**として市町村の責任で処理することになる。（※1）
- 今年度、**県内の市町村・一部事務組合等にアンケート調査を実施**したところ、以下のような現状及び課題が改めて浮き彫りとなった。

※1 食肉加工等を行った場合の残渣は産業廃棄物として処理する場合もある。

## 現状

- 捕獲個体の一般廃棄物としての処理形態は、以下のとおり分類することができる。

**パターン① 埋却処理** . . . . . 1 団体（宮古地区広域行政組合）

**パターン② 焼却処理（制限なし）** . . . 3 団体（久慈広域連合、八幡平市、岩手沿岸南部広域環境組合）

**パターン③ 焼却処理（制限あり）** . . . 9 団体（※2）

※2 現有の焼却施設の構造上、捕獲個体の搬入時のサイズに制限を設けるなどしている。



## 課題

- 特にパターン③の場合、**捕獲個体の切断などが捕獲者の負担**となっていることが改めて判明した。

### <参考事例> 解体処理施設の整備（宮城県蔵王町）

蔵王町を含む9市町では、仙南地域広域行政事務組合が一般廃棄物の処理を担っているが、焼却施設の処理能力に制限があるため、捕獲個体の切断などを行うための解体処理施設について、蔵王町が鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して整備（H27）



# 地方分権改革における「提案募集方式」

## 「提案募集方式」(H26年～)の概要・特色

### 概要

#### 地方公共団体等

- 「地方公共団体への事務・権限の移譲」、「地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し）」について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて提案

事前相談・提案

関係府省回答

関係府省回答に対する見解

提案内容、各種回答、調整結果は、内閣府のホームページで公表

#### 政府

- 内閣府が実現に向けて関係府省と調整
- 重要と考えられる提案については、地方分権改革有識者会議又は提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

### 特色

- ①従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
- ②具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
- ③制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案
- ④手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

人の生活圏への出没防止対策について  
～岩手県内の優良取組事例～

# 自治会が中心となった

## ツキノワグマ出没軽減に向けた協働の取組（盛岡市）

- 盛岡市の猪去自治会では、関係団体（大学・猟友会・市）の協力を得て、被害防止活動を開始。廃果の適切な処理、緩衝帯の整備や除草活動を実施することにより、出没頭数の軽減に繋がった。
- また、協働で鳥獣の生態を理解するための研修会開催、出没の都度ごとの被害状況調査、被害マップのとりまとめ、非農家を含む地区住民に回覧板を利用しての情報提供等を実施し、地域全体の被害防止に対する意識高揚を努めた結果、協働活動が定着。

### 取組内容

- 山沿いの果樹園地  
一帯に電気柵を設置



- 水路に電気すだれ  
を設置



- 緩衝帯の整備



- 電気柵周辺の除草



- 被害防止対策に係る研修会



### 成果

- 対策開始直後からツキノワグマの出没数は激減
- 平成28年度は県内でツキノワグマが多発※  
しかし、猪去地区では農作物被害は2件、捕獲頭数は1頭のみ。

※県内初の「ツキノワグマ出没に関する警報」が発令

#### ツキノワグマの捕獲頭数

	盛岡市全体	猪去地区
平成18年(活動開始前)	26	13
平成19年(活動開始後)	14	3
平成20年	8	2
平成21年	12	2
平成22年	18	1
平成23年	10	0
平成24年	17	2
平成25年	11	1
平成26年	13	0
平成27年	8	0
平成28年	23	1
平成29年	15	0
平成30年	20	2

# 地域で取組む市街地等におけるクマ防除対策（北上市）

- 県（保健福祉環境センター、農林振興センター）では、北上市と協力し、農業被害対策と人身被害対策の両面からモデル的な取組を実施。
- センサーカメラによる調査を実施し、河川敷がクマの出没拠点となっていることを把握。
- 地域住民による環境整備活動や北上市が実施した河畔林の伐採により、出没の抑制効果を確認。
- 地域内の児童を対象とした「クマ出前授業」や地域住民を対象とした勉強会を開催し、クマ防除対策の意識を啓発。

## 取組内容

- センサーカメラを設置し、出没経路を調査
- 地域の小学校や住民へのクマ防除対策の出前授業を開催

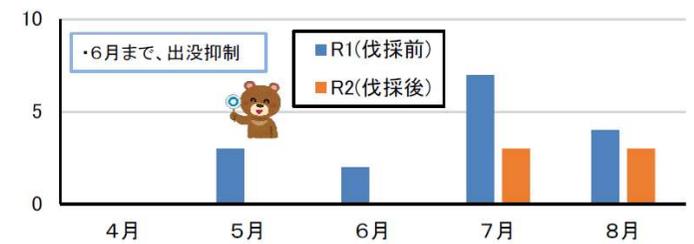


- 地域住民、市役所（総合支援事業の活用）が参加し河畔林の伐採



## 成果

- 地域住民による草刈りなど環境整備活動により、出没を抑制
- 市による河畔林の伐採により春先の出没を抑制
- 勉強会や環境整備活動により防除に対する地域住民の意識が向上



伐採地のクマ出没回数

# クマ対策専門家緊急派遣事業

- 環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する専門家を「鳥獣プロデータバンク」に登録し、都道府県等に紹介しています。
- 今シーズンのクマの大量出没を踏まえ、**都道府県・市町村の要請を受け**、本データバンクに登録されている**クマ対策の専門家をクマの出没地域に派遣**し、出没対策等の指導・助言を行います（専門家の派遣に係る謝金・旅費は、環境省が負担します）。

## 対象（派遣先）

- 都道府県又は市町村（クマの出没地域）

## 利用方法

- ① 事務局に電話・メールで相談（鳥獣プロデータバンクに登録されている専門家を検索）
- ② 事務局に「利用申請書」を提出
- ③ 事務局からの連絡を受け、専門家に依頼
- ④ 専門家と活動内容（出没要因の調査、誘因物の管理、学習会など）を調整し、活動を実施
- ⑤ 「活動報告書」を事務局に提出

## 問合せ先

鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局（一般財団法人自然環境研究センター）  
TEL: 03-6659-6339 E-mail: chojuzinzai@jwrc.or.jp  
（本事業に係る担当：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）

クマ類において、地域個体群の保全や分布域の連続性を担保しながら、農林水産業被害や人身事故の発生などの人間との軋轢を軽減させていくためには、『クマ類を保護するゾーン』と『人間活動を優先するゾーン』、その間に『緩衝地帯とするゾーン』を設定し、ゾーンごとに適切な管理の方向性を示すことが必要。



出典：「実効性のあるこれからのクマ類の保護・管理のために」H28環境省

# 鳥獣対策に関する交付金の違い（環境省・農林水産省）（参考資料3）

- 鳥獣対策に関する交付金としては、①**指定管理鳥獣捕獲等事業交付金**（環境省）及び②**鳥獣被害防止総合対策交付金**（農林水産省）が用意されている。
- ①は対象鳥獣が限定されている一方、②は農作物等に関する有害捕獲に用途が限定されている。

	①指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	②鳥獣被害防止総合対策交付金
所管	環境省	農林水産省
目的	広域的な鳥獣の個体群管理	農林水産業への被害防止
対象	指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）	鳥獣全般（イノシシ、シカ、クマ、サル等）
交付先	環境省の交付金が都道府県に支払われる	農林水産省の交付金が市町村に支払われる
計画	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 （都道府県作成）	被害防止計画及び緊急捕獲計画 （市町村作成）
事業主体	都道府県又は国の機関	市町村等
事業の担い手	認定鳥獣捕獲等事業者等（法人）	市町村長が市町村職員から指名する者又は対策に積極的に取り組むと見込まれる者のうちから任命する者
捕獲従事者の立場	捕獲従事者は上記法人に所属	民間隊員は市町村の非常勤職員
対価の支払い	発注者と法人が委託等契約を結び、業務に対する契約金額が支払われ、法人が捕獲従事者に賃金等を支払う	非常勤職員として市町村から報酬が支払われるほか、別途、市町村から捕獲報償費が支払われる場合がある（クマは1頭8千円等）

※ 環境省資料をもとに作成

- 捕獲した有害鳥獣は解体・焼却処分又は埋設処分としていたが、捕獲頭数の増加に伴い、解体・埋設作業の負担が課題となっていたため、国庫交付金を活用して解体処理施設を整備。
- 鳥獣被害対策実施隊等が捕獲した有害鳥獣を施設に搬入。解体処理後は、冷凍庫で一時保管し、町指定収集業者が焼却施設へ搬出。
- 施設の整備により、解体・埋設作業に係る捕獲従事者の負担が軽減。

### 施設の概要

処理方法	個体切断及び既存施設による混熱処理
所在地	宮城県刈田郡蔵王町
運営主体	蔵王町
主要設備	解体処理備品一式、保管冷凍庫、重量測定器 等
対象鳥獣	イノシシ
処理能力	約600kg/日
初期費用	事業費1,672万円 うち国庫交付金753万円 (鳥獣被害防止総合対策交付金)
ランニングコスト	約67万円/年



解体処理施設の外観

### ≪施設の特徴≫

- ・保管冷凍庫完備 (悪臭対策)



解体作業場



保管冷凍庫

### フローチャート

